

## 地(自)あぶらの会・龍ヶ崎 会則 (モデル)

### (名称)

第1条 本会は、地(自)あぶらの会・龍ヶ崎と称する。

### (目的)

第2条 本会は、菜種、ひまわり種、えごま、亜麻仁などの油糧作物栽培について、当地域で増やすことを推進し、安心・安全で健康に良い油を、会員同士で確保していくことを目的とする。

### (活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 油糧作物の栽培から地元の搾油所での搾油をすることを推進し、その仲間を増やす活動。
- (2) 油糧作物栽培に関する情報交換をする活動。
- (3) 遊休農地などに関する情報収集・確保と利用者への斡旋を行う活動。
- (4) 製造された油の会員間での分配・利用を行う活動。
- (5) その他、本会の目的達成に必要な活動。

### (組織)

第4条 本会は、会員として正会員と特別会員をもって組織する。但し、正会員になる条件として、特定非営利活動バイオライフの会員(正会員または賛助会員)であることとする。

- 2 正会員は、本会の目的に賛同する個人及び団体とする。
- 3 特別会員は、本会の目的に賛同する公益法人等とする。

### (役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1～2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 1～2名

- 2 会長及び副会長は、理事から選出する。
- 3 理事は、正会員から選出する。
- 4 監事は、正会員から選出する。

### (役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し、その運営を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、会務の処理にあたる。
- 4 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

### (役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第8条 本会の総会は、年1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催することができる。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会は、次の各号に定める事項の決定を行う。

(1)事業報告の承認

(2)決算の承認

(3)事業計画案および予算案の承認

(4)役員を選任

(5)その他必要な事項

(理事会及び幹事会)

第9条 理事会は、会長、副会長、監事及び理事をもって構成し、本会の目的を達成するために必要な事項並びに本会の活動及び運営に係る事項を審議する。

2 幹事会は、会長、副会長及び監事をもって構成し、理事会を補佐する。

3 理事会及び幹事会は、会長が招集する。

(部会)

第10条 本会は、第3条の活動を行うために、理事会の承認により部会を設置することができる。

2 部会の構成、組織及び運営は、理事会で定める。

(会計)

第11条 本会の会計年度は、月日に始まり、翌年月日に終わる。

2 本会の経費は、会費・助成金・補助金・寄付金及び活動の収益等でこれを支弁する。

(会費)

第12条 正会員の年会費は当面无料とする。

(事務局)

第13条 本会に、事務局を置く。

2 事務局は、特定非営利活動法人バイオライフに置き、本会の事務を処理する。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成 年 月 日から施行する。

(会計年度)

2 本会の発足当時の会計年度は、第11条第1項の規定にかかわらず、本会発足の日から平成 年 月 日までとする。